

平成25年度 第9期 会計財産目録

平成26年3月31日現在

特定非営利活動法人 エガリテ大手前

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
現金	686,231
普通預金	0
未収入金	
流動資産合計	686,231
2 固定資産	
土地	
建物	
建物	
固定資産合計	0
資産合計	686,231
II 負債の部	
1 流動負債	
短期借入金	
預り金	58,000
流動負債合計	58,000
2 固定負債	
長期借入金	
退職給与引当金	
固定負債合計	0
負債合計	58,000
正味財産	628,231

平成25年度 第9期 会計貸借対照表

平成26年3月31日現在

特定非営利活動法人 エガリテ大手前

(単位：円)

科 目	金 領	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	686,231	
普通預金	0	
未収入金		
流動資産合計		686,231
2 固定資産		
土地		
建物		
建物		
固定資産合計		0
資産合計		686,231
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金		
預り金	58,000	
流動負債合計		58,000
2 固定負債		
長期借入金		
退職給与引当金		
固定負債合計		0
負債合計		58,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	448,571	
当期正味財産増減額	179,660	
正味財産合計		628,231
負債及び正味財産合計		686,231

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人 エガリテ大手前

(単位：円)

科 目	金額
(経常収支の部)	
I 経常収入の部	
1 会費・入会金収入	
入会金収入	0
会費収入 (500円×15人)	12,500
2 事業収入	
広報・出版事業	69,700
講演事業	438,100
3 補助金等収入	
地方公共団体補助金収入	0
民間助成金収入	0
4 寄附金収入	
5 その他収入	
利息収入	64
任意団体からの繰入金	0
6 その他の事業会計からの繰入	
当期収入合計	520,364
収入合計	520,364
II 経常支出の部	
1 事業費	
調査・研究事業	0
評価・公表事業	12,450
広報・出版事業	55,192
講演事業	243,250
2 管理費	
役員報酬	0
給料手当	0
什器備品費	0
光熱水費	0
消耗品費	0
通信運搬費	160
印刷製本費	23,000
諸会費	
荷造運送費	6,650
租税公課	2
3 予備費	
予備費	
経常支出合計	340,704

経常収支差額		179, 660
III その他資金収入の部	0	0
1 固定資産売却収入	0	0
その他の資金収入合計		0
IV その他資金支出の部	0	0
1 固定資産取得支出	0	0
その他の資金支出合計		0
当期収支差額		179, 660
前期繰越収支差額		448, 571
次期繰越収支差額		628, 231
(正味財産増減の部)		
V 正味財産増加の部		
1 資産増加額		179, 660
当期収支差額（再掲）		
2 負債減少額		12, 500
増加額合計		167, 160
VI 正味財産減少の部		
1 資産減少額		0
当期収支差額(再掲)（マイナスの場合）		
2 負債増加額		
減少額合計		0
当期正味財産増加額（又は減少額）		167, 160
前期繰越正味財産額		448, 571
当期正味財産合計		615, 731

(注記) ····· 備考の5を参照

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該事

業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。

- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。
(重要な会計方針とは、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)